

改正派遣法に伴う「労使協定方式」最新概要について

来年4月施行の「改正労働者派遣法」について、厚生労働省は11月1日、各都道府県労働局などに問い合わせが多かった「労使協定方式」に関する「Q&A」第2集(20項目)を、公表しています。8月19日の第1集(38項目)に次ぐ対応です。選択制「2方式」を巡っては、「複雑かつ難解」との指摘が挙がっており、施行まで5カ月を切った中、準備を進めています。

「Q&A」第2集は、労使協定の締結(4項目)、基本給・賞与・手当等(6項目)、退職金(10項目)——で構成。第1集の回答に、さらに解説や説明を加えた項目もあります。

働き方改革関連法の中の「雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保」に伴う派遣法の改正で、「派遣先労働者との均等・均衡方式」か「派遣元の労使協定による待遇決定方式」のいずれかの確保が義務化されます。この2方式のうち、「労使協定方式」を選択する場合には、原則として局長通達の賃金水準より同等以上であることが要件。一部、独自統計(一定の要件を満たす民間統計)も認めます。

15年9月30日に現行の改正派遣法が施行された際に厚労省は、計3回にわたって「Q&A」を公表しています。2方式が義務化となる今回の改正はさらに複雑になっているため、今後も断続的に「Q&A」や通達が出る見通しです。

【厚生労働省ホームページより】

派遣労働者の同一労働同一賃金について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000077386_00001.html